

建設産業イメージアップ推進SNS・Web広告配信業務委託企画提案競技審査要領

1 目的

この要領は、建設産業イメージアップ推進SNS・Web広告配信業務委託に係る委託候補者を公正かつ適正に審査するために、審査方法に関し必要事項を定めるものとする。

2 審査方法

- (1) 建設産業イメージアップ推進SNS・Web広告配信業務委託企画提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員は、提出された企画提案書等の書類審査のほか、プレゼンテーション形式による審査を行う。ただし、審査委員会が不要と認める場合には、プレゼンテーションを省略することができる。
- (2) 審査項目は、企画提案競技評価表に示す次の項目とする。
- ① 実施体制及び実績
 - ② 企画提案の妥当性
 - ③ 提案の独自性
 - ④ 経費の妥当性
 - ⑤ 「賃金水準の向上」に関する取組
 - ⑥ 「女性の活躍推進」に関する取組
- (3) 審査項目の①から④については次の表により5段階評価を行い、各評価項目に応じた係数を乗じて評価点を算出する。⑤、⑥については企画提案競技評価表の別紙による配点にて算出する。

評価点	評価基準
5	記載・説明された内容が特に優れている。
4	記載・説明された内容が優れている。
3	記載・説明された内容が普通である。
2	記載・説明された内容がやや不十分。
1	記載・説明された内容が不十分。

- (4) 審査委員会の委員は、建設部次長、建設政策課長及び建設部次長が指名する者1名をもって構成する。
- (5) 審査委員会では、各委員の点数の合計を表した審査結果表を作成し、それをもとに審査委員会で審査するものとする。
- (6) 審査委員会は、特に必要があると認める場合には、委託候補者の選定に当たり、条件を付することができる。
- 3 その他
- この要領に定めるもののほか、審査方法に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和8年4月15日 建政－106）

この要領は、令和8年4月15日から施行する。